

JET Report

ジェットレポート

vol. 33

新春号

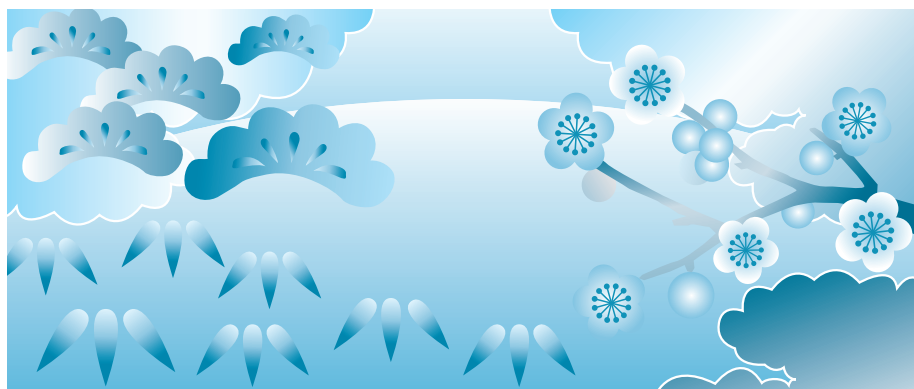


財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

	新年のごあいさつ	3
JET SCOPE	「CMJ登録制度に関する説明会」を開催 新JIS認証の登録範囲拡大について	4
SAFETY REGULATIONS	電気用品安全法技術基準改正情報 文書細断機(シュレッダー)技術基準改正案について	8
Conference Report	韓国で開催されたIEC/TC61	10
海外トピックス	韓国の「電気用品安全管理法」に 新たに追加された対象電気用品	11
JET INFORMATION	電気製品認証協議会(SCEA)による㊟マーク広報活動のご紹介 ～「暮らしフェスタ2006」出展・㊟マーク付き電気製品の店頭普及実態調査～ 各種広報活動について	12
現場NOW (25)	製品認証部	15
相談事例集	完成品検査における絶縁耐力試験について	15



新年明けましておめでとうございます。

「JET Report」をご愛読の皆様方におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと存じます。

昨年11月に景気拡大が昭和40年代の「いざなぎ景気」を抜き、2007年度の政府経済見通しによれば、景気拡大局面は今年度も持続が期待できそうであります。

また昨年は、人口動態統計では統計開始以来初の自然減となり、我々が近年経験したことのない人口減社会に突入していますが、皇室では、秋篠宮妃紀子さまが悠仁親王殿下をご出産されたという明るいニュースもありました。

一方、昨年は「ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故」、「紙用シュレッダーによる幼児の指切断事故」、「浴室暖房乾燥機の火災事故」等、起こってはならない事故も記憶に新しいところです。このような状況下、経済産業省では、昨年7月、製品安全対策に係る総点検委員会を立ち上げ、「製品安全対策に係る総点検結果」を公表し、31項目にわたる製品安全対策に取組む措置が講じられました。

私共JETも「電気使用の安全」の一翼を担うものとして、それら事故に係る技術基準改正作業に貢献するとともに、国の製品安全総点検週間（平成18年11月20日～26日）の実施の一環として、政府公報番組において「製品安全」に係る撮影に協力させて頂きました。

さて、JET業務の最近の動向につきましては、既存の審査・認証業務に加え、改正工業標準化法の新JISマーク制度に基づく認証機関として経済産業大臣に登録され、JIS認証業



財団法人電気安全環境研究(JET)

理事長 吉澤 均

務をスタートさせました。さらに、改正工業標準化法に基づく新JNLA制度の下、国際MRA対応の試験事業者として独立行政法人製品評価技術基盤機構から登録され、国際的に通用する試験・認証機関として認められました。

近年、中国をはじめとした東アジア諸国における事業者の経営資源の現地化が進んでいることを受け、それら諸国の主要認証機関との業務提携内容の拡大等、お客様のニーズに対応すべく、積極的な業務展開を進めるとともに、地球環境に優しい太陽光発電、燃料電池等の新エネルギーに関しましても、調査・研究に積極的に取り組み、研究成果を活かして皆様の幅広いニーズにお応えすべく日々研鑽に努めております。

これからの消費経済になくはない「安全」と「環境」をキーワードに、更なるサービスの向上を目指し、役職員一同一丸となって努力していく所存でございますので、今後とも旧来と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

「CMJ登録制度に関する説明会」を開催

（「グローワイヤ試験」、「ビカット軟化温度」の登録を開始しました）

CMJ登録制度（電気製品に使用される部品・材料登録制度）へ材料登録をされている関係各社の皆様を対象とした「CMJ登録制度に関する説明会」を平成18年11月27日に開催しました。

（主催：CMJ材料部会、参加者：71名）

この説明会は、CMJ材料部会が検討していたグローワイヤ試験、ビカット軟化温度についての材料登録を平成19年1月から開始するに当たり、その申込み及び試験方法を説明すると共に、CMJ登録制度についてより一層のご理解をいただくことを目的として開催したものです。

CMJ登録制度は、製品の製造事業者の方々にもメリットのある内容ですので、その概要についてご紹介いたします。普及策の中で活用されることが期待されています。

なお、説明会に先立ち、ご来賓の経済産業省製品安全課角井課長補佐から、製品安全対策の動向及び今回の追加材料登録が電気用品の省令2項基準による設計・製造において合理的な安全確保に寄与すること、また、コンデンサ、スイッチ等の電子部品が省令第2項の基準に適合しているかの確認は、海外認証を取得していれば確認できるものではなく、CB証明書の取得または試験を行い確認する必要があるため、省令第2項に対応した電子部品のCMJ登録制度が広く普及することを期待している旨のご挨拶をいただきました。

CMJ登録制度に関する概要説明

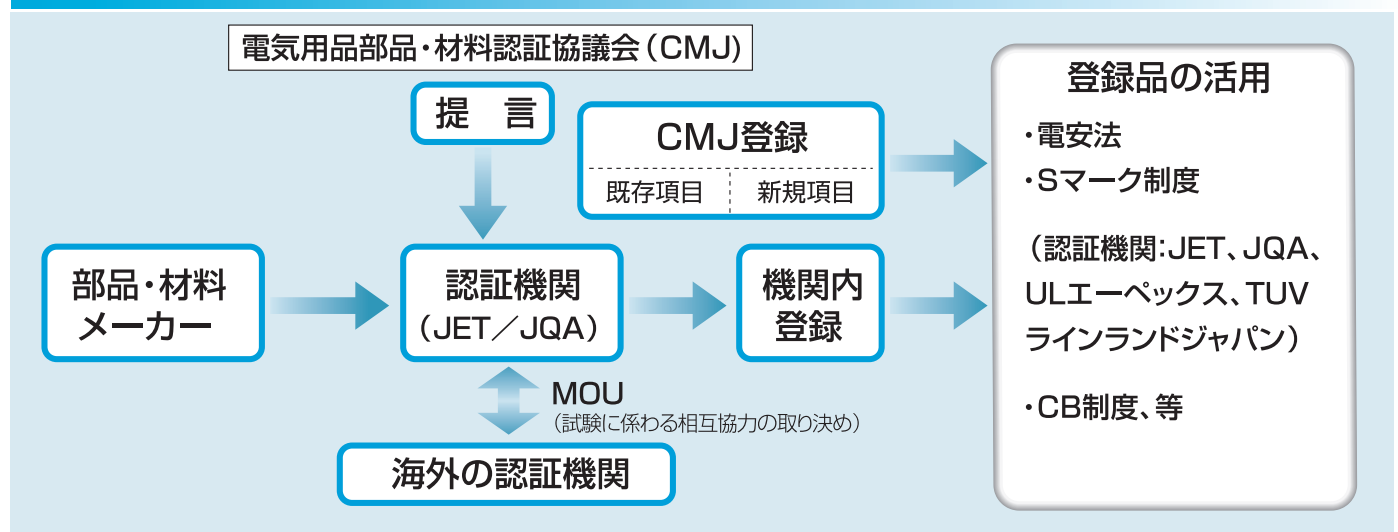
1 CMJとは？

CMJとは、CMJ登録制度の運営母体である「電気用品部品・材料認証協議会」の英文名称（Certification Management Council for Electrical & Electronic Components and Materials of Japan）の略称から名付

けられており、「電気製品に使用される部品・材料登録制度」のことをCMJ登録制度と呼んでいます。

この協議会は、関係工業会（部品・材料・製品事業者の代表）、学識経験者、認証機関（(財)電気安全環境研究所（JET）及び（財）日本品質保証機構（JQA））により構成されています。

CMJ登録制度の概念図



2 CMJ登録制度の発足の経緯

1) 当時(平成2年)の通商産業省資源エネルギー庁電気用品室の支援により、電気用品取締法の補完機能を目的とする部品・材料登録制度を共有化するため、「電気用品部品・材料認証協議会」及び「電気用品に係わる部品・材料任意登録制度」が発足しました。(平成2年8月)

2) また、技術基準(取扱細則)において、指定試験機関で確認を受けたもの(CMJ登録品)について活用できる旨が明記されました。

3) 電気用品安全法の施行を機に、認証制度の多様化に対応し、部品・材料の省令第2項(IEC規格)による登録の拡大を図るため、平成13年4月に規約を改正し、「電気製品に使用される部品・材料登録制度」(CMJ登録制度)に名称を変更しました。

3 CMJ登録制度における登録項目

省令第1項(国内規格)対応のもの

登録機関: JET

- ・絶縁物の使用温度の上限値
- ・熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度
- ・合成樹脂材料の水平燃焼性
- ・垂直燃焼性(印刷回路用積層板、合成樹脂材料)
- ・サーモスタット

登録機関: JQA

- ・機器用被覆電線の難燃性+耐圧
- ・ブラウン管

省令第2項(IEC規格)対応のもの

2005年1月登録開始

登録機関: JET, JQA

- ・機器用スイッチ、電流ヒューズ、雑防用コンデンサ
順次、新規登録項目を検討中

2007年1月登録開始(登録機関: JET)

- ・グローワイヤ試験(GWFI),(GWIT)
- ・0.1mmビカット軟化温度

4 CMJ登録品の活用試験項目

CMJ登録品は、電気用品安全法の適合性検査及びSマーク制度等で幅広く活用されています。

電気用品安全法の「電気用品の技術上の基準を定める省令」には、省令第1項(国内規格:別表第一~別表第八)及び省令第2項(IEC整合規格:J60335,J60950等)の技術基準がありますが、省令第1項の技術基準「別表第八」を例にとると、下記の試験項目でCMJ登録品を活用することができます。

1) 別表第八1(1)イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

→ (CMJ登録)「熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度」

2) 別表第八1(1)ロ 電気絶縁物および熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。

→ (CMJ登録)「絶縁物の使用温度の上限値」、「熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度」

3) 別表第八1(2) 合成樹脂の外郭を有するものにあつては、その外郭は難燃性を有するものであること。

→ (CMJ登録)「合成樹脂材料の水平燃焼性」

4) 別表第八1(10) ブラウン管及びその附属品
ホ(ロ): フライバック変圧器を保持する部分は、難燃性を有するものであること。

→ (CMJ登録)「垂直燃焼性(材料)」

ト: 被覆電線、印刷回路用積層板は、難燃性を有するものであること。

→ (CMJ登録)「垂直燃焼性(印刷回路用積層板)」、「機器用被覆電線の難燃性+耐圧」



5 CMJ登録品の活用メリット

- (1) 製品試験（適合性検査、Sマーク認証等）において、同一の部品材料が使用されていても、製品が異なれば、その都度、部品材料の試験を行いますが、CMJ登録品であれば、その登録内容が予め確認されているため、製品試験時にそれらの部品材料試験が省略され、試験時間、試験費用を軽減することができます。
- (2) 電気用品安全法の技術基準適合義務、検査義務において、材料又は部品に係る検査は、材料又は部品の購入に際して行う受入検査で当該検査と同等以上と認められるものをもって代えることができますが、CMJ登録品であれば、予め、その登録内容が確認されているため、当該義務の履行の一助にすることが出来ます。

(3) 部品・材料製造事業者における登録のメリット

- ・登録品を供給することにより、非登録品との差別化が行われ、製品メーカーからの選択肢が広がります。
(CMJ登録品はホームページで公開しています。)

(4) 輸入・製品製造事業者における登録品活用のメリット

- ・設計時から登録品を選び使用することにより、部品・材料試験の時間の省略と費用の軽減
- ・技術基準適合義務、検査義務への代用

6 新規登録のスケジュール

今後のスケジュールは以下の通りです。

1. 0.1mmピカット軟化温度
2. グローワイヤ試験(GWFIとGWIT)

今後のスケジュール

	2007年 1月	2007年 2月	2007年 3月	2007年 4月	2007年 5月	2008年 4月
1. 0.1mmピカット 軟化温度 暫定登録の受付	← 暫定登録お申込機関 (3カ月間) →					
暫定登録の公表					初旬に一括公表	
暫定登録品の 本登録移行					← 1年以内に順次移行予定 →	
2. グローワイヤ試験 (GWFI,GWIT) 本登録希望品	→ 随時受付 順次試験実施し、公表する →					

(東京事業所)

新JIS認証の登録範囲拡大について

JETは、新JISマーク制度において、平成18年5月26日付で認証機関として経済産業大臣から登録され、JIS認証業務を開始しておりますが、平成18年12月、下表のJIS20規格について、今年度の登録を目指し、経済産業省に範囲拡大の申請を行いました。これら拡大が認められた暁には、既存の登録範囲と合わせ、トータルで156規格について、認証のご要望にお応えできるようになります。

JETが実施するJIS認証についての詳細情報につきましては、ホームページよりご覧いただけます。
(<http://www.jet.or.jp/>)

規格番号	タイトル
B8616	パッケージエアコンディショナ
C2351	エナメル線用ワニス
C2521	電気抵抗用銅ニッケル線、帯、条及び板
C2522	電気抵抗用銅マンガン線、棒及び板
C2532	一般電気抵抗用線、条及び板
C2808	医用接地センタボディー及び医用接地端子
C3312	600Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
C3316	電気機器用ビニル絶縁電線
C3317	600V二種ビニル絶縁電線
C3401	制御用ケーブル
C3605	600Vポリエチレンケーブル
C3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル
C3612	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線
C8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)
C8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置—第2-2部:漏電遮断器
C8201-3	低圧開閉装置及び制御装置—第3部:開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット
C8211	住宅及び類似設備用配線用遮断器
C8221	住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし
C8222	住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き
C9302	溶接棒ホルダ

※：一部のJISについては、試験設備が不足しているため、お申込者等の試験設備を利用させて頂く場合があります。

(企画広報部)

電気用品安全法技術基準改正情報

文書細断機（シュレッダー） 技術基準改正案について

平成18年3月及び7月、一般家庭向けに販売されたシュレッダーによる幼児の指切断事故が連続して発生したことを踏まえ、経済産業省では文書細断機に係る電気用品安全法技術基準の見直しを行うこととなり、電気用品調査委員会（事務局：日本電気協会）宛に検討要請がありました。そこで、電気用品等規格・基準国際化委員会に「文書細断機特別委員会」を設置し技術基準について検討され、平成18年10月25日付けで同調査委員会から上記基準の改正案が答申されました。経済産業省では、今年度内制定を目途に改正が進められていますので、答申の概要をご紹介します。

1. 答申された技術基準改正案の概要

電気用品安全法技術基準には、省令第1項及び第2項に基づく基準があり、それぞれに対応する基準改正案が答申されています。前者については別表第八2(70の3)に、また、後者についてはJ60950(H16)の附属書に、文書細断機に係る個別要求事項として規定することとなっています。両規定は、基本的に細断部による傷害の防止を目的にほぼ同じ内容でまとめられており、その概要は次のとおりです。

(1) 注意表示

文書投入口の近傍に、次の注意事項を表示する必要があります。

- －子供が使用することを意図した製品ではないこと
- －文書投入口に手を触れないこと
- －文書投入口に衣類を触れないこと
- －文書投入口に髪の毛を触れないこと
- －可燃性ガス製品を製品に吹きかけないこと
(整流子電動機を内蔵した製品に限る。)

(2) 安全インターロック

危険区域に接近する前に危険状態を除去するための安全インターロックについて、新たに規定される写真1の試験指を用いて人が容易に操作できないことを確認する必要があります。

(3) 電源遮断スイッチ

危険な可動部の電源を遮断するスイッチを設ける必要があります。そのスイッチには、ON-OFFスイッチや正転-OFF-逆転などのスイッチを使用できますが、OFF（切）位置を明確に表示する必要があります。

(4) 開口部に対するプローブ試験

容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、次のことを確認する必要があります。

- ①器体のすべての面におけるあらゆる開口部に対して、写真1に掲げる試験指を特別な力を加えずに押し込んだとき、試験指が危険な可動部に触れないこと。
- ②文書投入口に対して、開口部のあらゆる方向に、新たに規定される写真2に掲げるくさび形プローブを、ストレートカット方式のものにあっては45N、クロスカット方式のものにあっては90Nの力を加えて押し込んだとき、プローブが細断ローラ又は細断機構を含む危険な可動部に触れないこと。この場合において、プローブの質量が試験に影響しないようにする。

2. 技術基準改正案の経緯

従来、シュレッダーの可動部への接触に関しては、

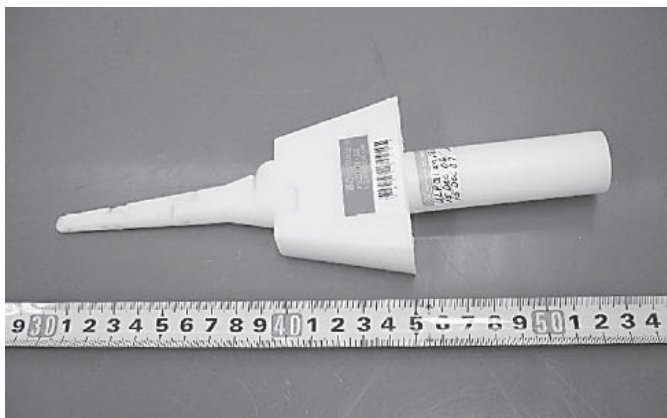


写真1 試験指 (JET横浜・関西事業所所有)

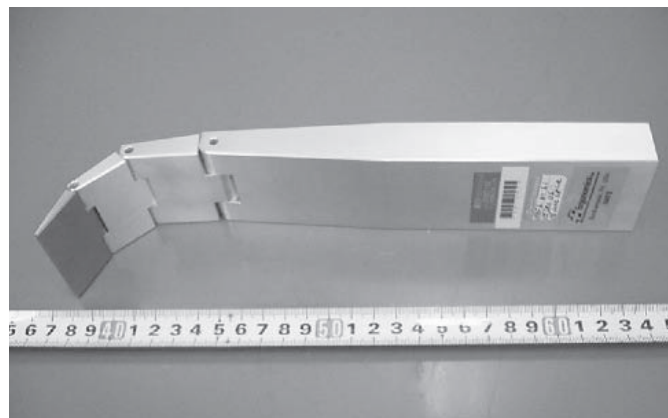


写真2 くさび形プローブ (JET横浜・関西事業所所有)

国際的に標準化された又はこれに準じた試験指により判定されており、子供に対して十分に考慮されたものではありませんでした。これは、シュレッダーは事務用機器で、使用者は一定の判断力を有していると想定していたことによると考えられます。

米国でも同様の事故が問題となり、米国C P S C (米国消費者製品安全委員会)は、家庭用シュレッダーによる事故分析を行い、平成16年(2004年)12月、報告書(*1)としてまとめられました。これを受け、平成18年(2006年)7月、米国・カナダ共通規格のUL/CSA 60950-1(情報技術機器の安全性)が改正され、Annex NAF(*2)としてシュレッダーに係る追加要求事項が規定されました。

文書細断機特別委員会では、検討の結果、上記Annex NAFに準じて規定することが妥当と判断し、前述の改正案がまとめられました。この改正案は、事故の再発防止のために、製品を家庭用、事務所用等に区別せず、かつ、指の機能が発達し自ら指を入れる可能性が出てくる1歳児までを考慮したものとなっています。その骨子は、新しい試験用プローブの採用です。

3. 新規採用の試験用プローブ

改正案では、新たに2種類の試験用プローブが採用されています。1つは、UL規格で一般に使用されている写真1に示す試験指で、もう1つは、シュレッダー用として開発された写真2に示すくさび形プローブです。

写真1の試験指は、成人男女各100名及び1~10歳の子供100名の計300名の被験者の手指が様々な寸法の開口を通して到達した距離を実際に測定した統計データ

に基づいて設計されているものです。写真2のくさび形プローブは、シュレッダーの紙投入口を押し広げる力が加わる状況を模擬する目的で開発されたもので、前記と同様に300名の実測統計データに基づくものです。我が国には、上記に相当するデータはないものの、(社)人間生活工学研究センターがまとめた子どもの身体特性に関する報告書(*3)があり、このデータと比較検討したところ、上記試験用プローブは、特に問題のない寸法であるとのことでした。

また、写真2のくさび形プローブに加える力は、C P S Cの試買サンプルにおける紙の引き込み力の実測データに基づくもので、3枚の用紙(75g/m²に相当)を細断したときの測定値の平均値にほぼ相当し、細断方式ごとに規定されています。

4. その他安全確保の手段

改正案は、子供の指の引き込みを防止して安全を確保することを原則とされているものの、大人への警告・注意喚起の表示も必要とされています。また、機構上、ネクタイ、スカーフ等の引き込みを避けられないことから、緊急時に電源を容易に遮断できる装置が必要とされています。細断くず収納部の扉の開放時など、子供が触れ運転することがないように、安全インターロックの操作について写真1の試験指で判断することになっています。

(技術規格部)

*1 An Evaluation of Finger Injuries Associated with Home Document (Paper) Shredder Machines, December 2004 (U.S. Consumer Product Safety Commission (CPSC))

<http://www.cpsc.gov/LIBRARY/FOIA/FOIA05/os/papershred1.pdf>

*2 CAN/CSA-C22.2 NO.60950-1-03◆UL60950-1 JULY 7,2006

Annex NAF : Household/Home Office Document Shredders

*3 平成17年度 子どもの身体特性に基づく機械製品の安全対策設計指針に関する調査研究報告書(平成18年3月 社団法人 日本機械工業連合会・社団法人 人間生活工学研究センター)

http://www.hqj.jp/research/before/pdf/children_body_data2005.pdf

韓国で開催されたIEC/TC61

今回は、平成18年10月に韓国のチェジュ島で開催されたIEC/TC61（家電機器の安全性）チェジュ会議から特筆すべき話題について報告致します。

会議は、平成18年10月9日～10月14日の5日間、チェジュ島のラマダプラザチェジュホテルの会議室で開催されました。この国際会議は、家電製品の安全性を検討している委員会で、これらの審議結果は、電気用品安全法に基づく技術基準のうち、いわゆる省令第二項基準（国際規格に整合したもの）に反映されることとなります。以下が技術的又は我が国に特に関係ある事項として特筆するものです。

1 主な審議規格

(1) IEC60335-1（通則）関連

■電子回路により最終的な安全を保護する機器に対して実施される異常試験におけるイミュニティー試験については、それを実施する際にアレスターをはずして行うことと規定されています。これについて、日本から形式試験であるのでアレスターを外さないでテストをするべきとの意見を出しましたが、アレスターに対する信頼性が不十分なため、それがなくても機器が誤動作をしてはいけないとの判断から否決されました。

■第4版のアmendメントによって、機器の外郭が1層の場合にスクラッチテストと強度試験等に耐えれば、その厚さを問わないとする改正が行われましたが、強化絶縁に対する最小厚さの要求が必要であるというCENELEC提案が認められ、次回は、CD（委員会案）として回状されることとなりました。

(2) IEC60335（個別）関連

IEC60335-2-7の附属書として、原則として洗剤を使用しない洗濯機（電解槽を有する）に対する規定を盛り込む改正案が検討され、CDV（投票付き委員会案）のステージに進むことが決定しました。なお、日本には電解槽を持たないものでこの種のものが存在し、ここで問題とする危険が問題にならないことから、「電解槽をもっていない洗濯機は、この規格の対象外である」という日本意見は受け入れられ、適用範囲にその旨を盛り込むこととなりました。

通常使用状態の定義及び温度試験の項目において、試験布は各サイクル毎に乾いた布を使用することを明記し、かつ、50%負荷の場合に厳しい条件となるものについては、その厳しい条件で試験を実施することを明確化する改正案が審議されました。

さらに、日本から提案した案件が次のように修正の上、

CDVのステージに進むことが確認されました。

・脱水機部分について、IEC60335-2-4の内容を変更し、「2重蓋構造の場合で20m/s超～25m/s以下の場合、外蓋を50mm開けて2秒以内に20m/s以下になること」等の要求。

この改正内容が正式に発行されれば、これまで否定されている多くの2槽式洗濯機が受け入れられることとなります。

2 主な規格解釈情報

(1) 委員長に対する質問への回答からの抜粋

■IEC60335-1の23.7項（内部配線）において、緑と黄色の組み合わせ電線が使用される場合は、アース用の導体でなければならないことが規定されていますが、他の色の電線をアース用の導体として使用することが可能か否かの質問に対して、可能であることが確認されました。ただし、電源コードに使用するアース用の電線には、緑と黄色の組み合わせ電線以外は使用できないことが規定されています。

■IEC60335-2-15（液体加熱機器）の中で、ケトルに対するコードの長さが75cm以下と規定されていること及び最小値が規定されていない理由に関する質問の回答として、その最大値が短く制限されているのは、お湯が沸騰しているときなどに子供等がコードに引っかけてやけどすることがないようにとの目的であり、また、最小値が規定されていないのは、安全性に関係ないためであることが確認されました。

(2) CTL決定シート作成予定からの抜粋

■機器の使用説明書により、周囲温度45℃でも使用される可能性のあるものについてどのように取り扱うべきかの質問に対して、IEC60335-1の温度試験の周囲温度として、23±2℃の他に当該温度においても試験を実施すべきであることが確認されました。



■足のマッサージ用の器具（振動、加湿、加温、送風等の機能）に対する適用規格について次の内容で確認されています。

- ・振動の機能を有する場合：パート2-32（マッサージ機）
- ・液体加熱の機能を有する場合：パート2-15（液体加熱器）
- ・バブルの機能を有する場合：パート2-60（ワールプールバス）

また、取り扱い説明書において、風呂場での使用を禁止しているものは、IPX4を要求せず、IPX0でよいことも併せて確認されています。

■IEC60335-2-6の3.1.9.101項で規定している電磁ホブ温度試験時のオイル量が「容器の約半分」と規定されていますが、一方では、オイル量がクッキングゾーン毎に規定されていて矛盾しているため、前者の「容器の約半分」を無視し、後者の規定に従って試験することが確認されています。

■IEC60335-2-15のエスプレッソコーヒーマーカーの温度試験条件が不明確なことを受けて、次の条件を適用することが確認されました。

- ・自動エスプレッソメーカー及びジャー付きのエスプレッソメーカーに対するコーヒー抽出時間：タイマーで許される最大時間かジャーの容量をいっぱいにする時間
- ・手動のエスプレッソメーカーに対するコーヒー抽出時間：取扱説明書にその時間が規定されていないときは、100cm³を満たす時間を1サイクルとする

また、スチーム機能と熱湯機能の条件についても取り扱い説明書に規定されていない場合、前者については1分、後者については100cm³を満たす時間とすることが併せて確認されています。

（技術規格部）

海外トピックス

韓国の「電気用品安全管理法」に新たに追加された対象電気用品

電気用品安全管理法の第5条の規定により、安全認証対象電気用品を外国で製造し韓国に輸出しようとする事業者は、安全認証機関にて対象電気用品のモデル毎に安全認証を受ける必要があります。

この度、2005年10月11日付の産業資源部令第306号により、以下の17の電気用品が対象として追加されましたので紹介します。これらに対する安全認証は、2007年3月1日以降通関されるものから適用されます。（電気用品名は、原文では韓国語及び英語で記載してありますが、ここでは英語のみご紹介します）

- Slicer
- Electric knife sharpener,
- Electric can opener,
- Electric knife,
- Coffee grinder,
- Ice grinder,
- Liquid pump with filtering pump,

- Whirlpool bath for half body,
- Foot bath: exclude with massage function,
- Disposer,
- Electric smoke type insect killer,
- Projector,
- Electrodeless lamp,
- Mercury lamp,
- Metal haloid lamp,
- Sodium lamp,
- Dimmer for lighting appliances

J E Tでは、日本国内の製造事業者の方々が、この韓国の安全認証の取得をスムーズに行うことができるように韓国の安全認証機関と契約し、「申請から認証取得まで」の全ての手続きを代行（試験・工場調査を実施）しております。詳細につきましては、国際事業部までお問い合わせ頂くか、www.jet.or.jpをご覧ください。

（国際事業部）

電気製品認証協議会 (SCEA) による Sマーク広報活動のご紹介

～「くらしフェスタ2006」出展・Sマーク付き電気製品の店頭普及実態調査～

電気製品認証協議会（以下、「SCEA」といいます。）の広報専門部会（部会長：三浦佳子、財団法人日本消費者協会 広報部長）では、Sマークに関する普及広報活動とともに、「Sマーク認知度アンケート調査」及び「店頭におけるSマーク普及率の調査」を実施しておりますので、その調査内容と結果をご紹介します。

1. Sマーク認知度アンケート調査

SCEAでは、平成16年度（2004年）に続き、平成18年10月20、21日の2日間、消費者啓発のためのイベントとして企画された「くらしフェスタ2006」（主催：東京都消費者月間実行委員会）にSマークの普及広報活動を目的に出展し、Sマークのご紹介及び認知度に関するアンケート調査を実施しました。

会場は新宿駅西口イベント広場ということもあり、大勢の方々にアンケート調査のご協力をいただきましたが、PSE中古家電問題、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故等の影響もあり、消費者の方々の安全意識の高まりとともに、Sマークの認知度も向上（前回調査比4.2%増）し、今後の電気製品購入に際し、7割強の方がSマーク付製品を選びたいとする一方、「製造メーカー（ブランド）を信用」、「機能・性能・デザイン等を重視」等といった理由で、3割弱の方がSマーク付製品を選ばない（わからない）とするアンケートの結果が得られました。

【年齢・職業構成】

アンケート総数は1892（内、有効数：1875）で、その内、50歳以上が全体の約7割を占め、職業別では、主婦（39.5%）と会社員（30.3%）で全体の約7割を占めています。

職業 年齢	主婦	会社員	その他	合計	年齢比率
19以下	0	2	49	51	2.7%
20代	20	52	43	115	6.1%
30代	59	109	30	198	10.6%
40代	80	123	25	228	12.2%
50代	191	173	62	426	22.7%
60以上	390	109	358	857	45.7%
合計	740	568	567	1875	100%
職業比率	39.5%	30.3%	30.2%	100%	

以下に調査結果の概要をご紹介します。

【質問1-1：Sマークをご存じでしたか？】

項目	H16(前回)	H18(今回)
①知っていた	18.7%	24.9%
②見たことはある	14.7%	12.7%
合計 ①+②	33.4%	37.6%
③知らなかった	66.5%	62.8%

} 質問
1-2へ

【質問1-2：何でSマークを知りました（見ました）か？ （複数回答可）】

項目	H16(前回)	H18(今回)
電気製品の表示	51.0%	48.5%
新聞・雑誌・電車の広告	16.8%	22.2%
製品カタログ	24.5%	13.0%
リーフレット	10.9%	5.9%
インターネット※	-	5.0%
販売店のチラシ・ポスター	14.2%	3.5%
その他	5.9%	6.3%

※平成18年より新たに加えた選択項目

【質問2-1：電気製品を購入するとき、安全が確認されたSマーク付製品を選びますか？】

項目	H16(前回)	H18(今回)
選ぶ	67.3%	74.0%
選ばない	10.1%	7.0%
わからない	22.7%	18.0%

} 質問
2-2へ



「くらしフェスタ2006」 開催会場の様子

【質問2-2：なぜSマーク付製品を選ばない（わからない）のですか？】（複数回答可）

項目	H16(前回)	H18(今回)
製造メーカー(ブランド)を信用	36.5%	50.3%
機能・性能・デザイン等を重視	36.8%	46.2%
Sマークより価格重視	21.1%	22.4%
販売店を信用	18.5%	10.3%
電気製品は安全だと思う	13.4%	9.9%
Sマークの表示位置不明	29%	9.9%
その他	5.9%	10.3%

調査対象品目は、一般のご家庭で使用される電気製品18品目（1,518台）で、今回の調査からは、液晶テレビの大型化に対応し、42型タイプまで調査範囲を広げる（前は32型タイプまで）など、時代の流れに合わせた調査を実施しています。

今回の調査結果では、Sマーク普及率は平均で73.5%（前年同月比3.9%増）となっています。（詳細はグラフ参照）

また、調査した製品の内、海外生産品であることが確認された製品の比率は38.8%（前年同月と同じ比率）で、その内のSマーク普及率は72.5%（前年同月比3.4%減）でした。

JETといたしましては、今後とも各方面のご協力をいただきながら、積極的にSCEAの活動に参加し、Sマークの普及に努めて行く所存です。

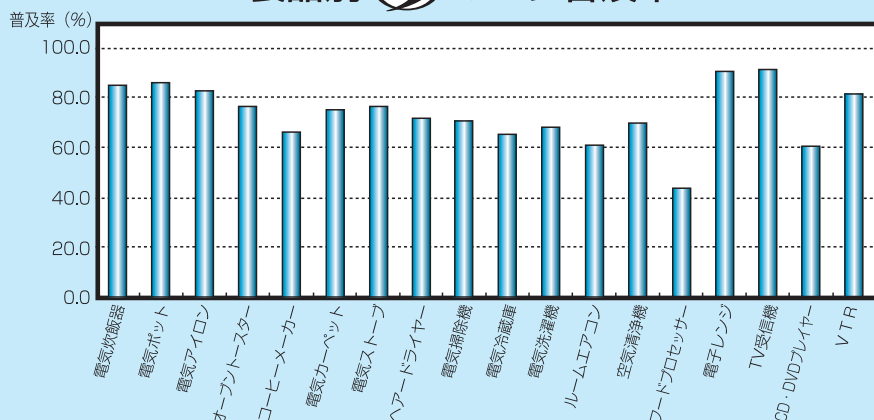
※：Sマーク普及広報活動の詳細につきましては、SCEAのホームページよりご覧いただけます。（<http://www.s-ninsho.com/>）

（企画広報部）

2. 店頭におけるSマーク普及率の調査

SCEAでは、平成9年度からSマーク付き電気製品の店頭普及実態調査を実施していますが、平成18年度（11月期）も日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、全国電機商業組合連合会等に加盟の10店舗のご協力の下、調査を実施しました。

製品別 Sマーク普及率



皆様にご協力
いただいた
結果はこちら



各種広報活動について

JETでは、各認証業務等に加え、各業界や一般の方を対象とした広報活動や情報提供を行っておりますので、このコーナーでは最近行いました講演会等の活動の一部についてご紹介いたします。

電磁界に関する講演会およびシンポジウムの開催

JETは平成11年度から経済産業省原子力安全・保安院から委託を受け、「商用周波電磁界に係わる情報調査提供事業」を行っています。この事業は、「商用周波電磁界（電磁界）」の健康影響に関する国内外の最新情報を客観的かつ正確に収集し、ホームページ、講演会及びシンポジウムを通じて広く情報提供を行うことを目的にしております。（http://www.jet.or.jp/e_health/をご覧ください）

平成18年度は10月に静岡、さいたま、秋田及び広島各市で講演会を行い、11月17日には京都において「電磁波の健康影響に関するシンポジウム」を開催いたしました。講演会、シンポジウムとも多数の参加者の来場を得て大盛況のうちに終了いたしました。

特に京都でのシンポジウムは、経済産業省と総務省が共催して行う初めての試みとして画期的なものです。電磁波に関する両省の取り組み、WHO（世界保健機関）やICNIRP（国際非電離放射線防護委員会）など関係する国際機関の動向、国内の疫学研究に関する報告等

京都にてシンポジウム風景



について、知見を有する先生方からのご講演があり、ご来場いただいた方々には大変有意義なシンポジウムになったことと思います。

（電気製品安全センター）

第1回新エネルギー世界展示会への出展

新エネルギーに関わる太陽電池モジュール及び小型分散型電源発電システム用系統連系保護装置等の安全性確保を担う認証機関として、JETが行っているこれらの認証業務を関係者に広くPRするため、第1回新エネルギー世界展示会（平成18年10月11-13日：幕張メッセ）に出展いたしました。JETのブースでは、前出の認証業務を紹介するパネル展示のほか、試験設備、試験の様子を紹介するスライドショーを行い、関連するメーカー、販売事業者及び地方自治体の担当者、新エネルギーに関心のある消費者等の多くの方々が来訪され、活況を呈しました。

（研究部）

展示会でのJETブースの様相



市場小学校の横浜事業所見学会

平成18年11月22日、横浜市立市場小学校6年生児童約120名が家庭科実習の一環として、JET横浜事業所を見学しました。太陽光発電の仕組み、電気製品の安全試験、電波雑音などについて見学・体験し、活発な質疑応答も行われました。この見学会を機会に、電気製品の安全や環境の大切さについて良く知って貰えたと

思います。

なお担当の先生からは、このような現場を見ることは生徒にとって貴重な体験であり、今後も継続していきたいとお話を頂きました。

（横浜事業所）

製品認証部

製品認証部の業務は、S-JET認証、給水器具等認証やPVM認証などの各種認証業務に関する認証書や電気用品安全法、消費生活製品安全法における適合性検査証明書及び適合性同等検査合格書の「発行」とそれら登録事項の「管理」です。また、IECEE-CB制度に基づくCB証明書の発行も行っています。

それらの認証書や合格書は、製品試験と工場調査（適合性検査においては設備確認）の合否判定結果に基づいて、認証に関する最終判定を行い、適合のものについて認証書等を発行します。また「管理」については、認証書等を発行した際に使用した認証取得者に関する情報及び製品の型番や定格値など製品に関する情報等の登録事項の管理を行っています。（認証業務で発生する登録維持料はこのデータを基に算定し請求書を発行しています。）

その他にも、輸入品を販売する際に必要となる適合性同等検査合格書の複本の発行、型式の区分の整理及び事業開始など届け出の代行等を関連サービス業務として行っています。



認証書に記載されている登録事項については、慎重にチェックを行って発行していますが、お手元に届いた際には、記載内容に誤りがないか確認していただきますようお願い致します。また、認証取得者名（工場名）や住所の変更及び製造を中止した認証モデルや認証モデルの製造を行っていない工場などは、次年度の登録維持料の算出根拠となりますので、必ず、お知らせいただきますよう併せてお願い致します。

製品認証部では、これからも各事業所と連携を取りながら迅速対応と正確な認証書等の発行を目指し努力していきます。

(製品認証部)
TEL:03-3466-5183
FAX:03-3466-5250

相談事例集

完成品検査における絶縁耐力試験について

電安法で規定される完成品検査において行う絶縁耐力試験では、規定値の1.2倍の電圧を1秒間加える方法が広く用いられています。この取扱いは、昭和43年12月の公益事業部長通達に遡り、同年11月の施行規則改正において、「技術上の基準において定める試験の方法またはこれと同等以上の方法により」が規定され、この解釈として「絶縁耐力について日本工業規格（JIS）に定める試験方法をいう」が示されました。当時JISでは、多数個（又は多量生産、工場生産、受渡検査）の場合の代替方法として定められ、実情を考慮しこれを準用することになったものと思われます。上記を踏まえ、経済産業省製品安全課では、JISに規定のない電気用品においても適用できる旨を示しています。

一方、省令第2項の基準J60065「オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全要求事項」では、付

属書N（参考）でルーチン試験における絶縁耐力試験(*1)が示されており、J60065の適用を受ける電気用品においては、これを完成品検査に適用することは差し支えないとされ、経済産業省ホームページ(*2)で公開されています。また、J60950「情報技術機器」では、H10版からH14の改訂版になるまで「1倍の1秒」が認められており、製品安全課から、J60950の適用を受ける電気用品においては当面の間これを認めるとの解釈が示されました。

(技術規格部)

*1 定格電圧100Vの機器の基礎絶縁については、型式試験では1,414V（ピーク値、1,000V実効値）の電圧を1分間、ルーチン試験では1,130V（ピーク値、800V実効値）の電圧を1秒から4秒間加えることとなっている。

*2 電安法に関する解釈のページ参照
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/>

＜お問い合わせの際はこちらまで＞

【 本 部 】 TEL FAX

- 東京事業所
tokyo@jet.or.jp 03-3466-5234 03-3466-9219
- 事業推進部
bdp@jet.or.jp 03-3466-5160 03-3466-5297
- 製品認証部
pcd@jet.or.jp 03-3466-5183 03-3466-5250
- 工場調査部
jet-fid@jet.or.jp 03-3466-5186 03-3466-9817
- 研究部
info@jet.or.jp 03-3466-5126 03-3466-5204
- 国際事業部
kokusai@jet.or.jp 03-3466-9818 03-3466-5297
- 企画広報部
center@jet.or.jp 03-3466-5162 03-3466-9204
- 電気製品安全センター
center@jet.or.jp 03-3466-9203 03-3466-9204
- 業務管理部
info@jet.or.jp 03-3466-5171 03-3466-5297
- 総務部
info@jet.or.jp 03-3466-5307 03-3466-5106

【ISO登録センター】 TEL FAX

- 管理部
isorc@jet.or.jp 03-3466-9690 03-3466-8388
- 品質認証部
jetqm@jet.or.jp 03-3466-9741 03-3466-8388
- 環境認証部
jetec@jet.or.jp 03-3466-9242 03-3466-9820
- 医療機器認証センター
mdc@jet.or.jp 03-3466-6660 03-3466-6622

【横 浜 事 業 所】 TEL FAX

- 横浜事業所 (代表)
yokohama@jet.or.jp 045-582-2151 045-582-2671
- 技術規格部
info@jet.or.jp 045-582-2356 045-582-2384

【関 西 事 業 所】 TEL FAX

- 関西事業所 (代表)
kansai@jet.or.jp 06-6491-0251 06-6498-5562

【名 古 屋 事 業 所】 TEL FAX

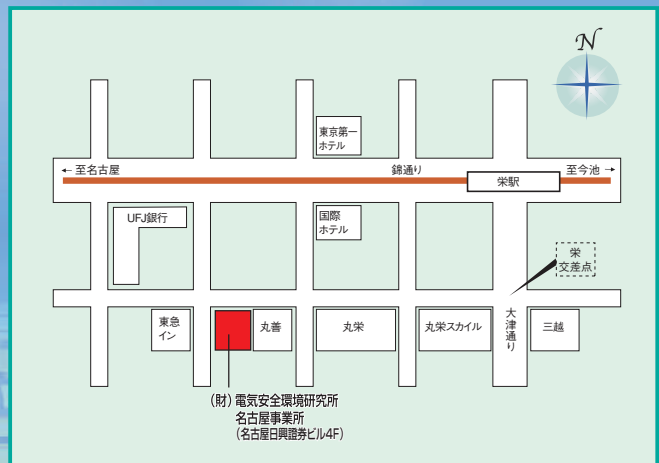
- 名古屋事業所 (代表)
nagoya@jet.or.jp 052-269-8140 052-269-8498



■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30



■本 部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12
■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル)



■名古屋事業所
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3
(名古屋日興證券ビル4階)



■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1